

職員の懲戒処分について（公表）

南木曾町職員に対し、地方公務員法第 29 条に規定する懲戒処分等を行いました。
町民の皆様にご心配をおかけしたことについて、深くお詫び申し上げますとともに、全職員で再発防止に努めてまいります。

○不適切な入札・契約事務に対する懲戒処分

被 処 分 者	所属部局	もっと元気に戦略室
	職位	係長
	年齢	40 代
処分年月日		令和 7 年 3 月 19 日
処分内容		戒告
処分理由		町が発注した建設工事 3 件について、県から営業停止処分を受けている事業者を入札参加指名事業者に選定し、内 1 件で当該事業者が落札、契約、工事着手に至るという事案に関し、工事担当係長、入札契約事務の担当係長及び入札参加資格審査委員会事務局として、結果的に不適切な事務処理の事案を発生させてしまったこと。

○管理・監督責任者に対する懲戒処分

被 処 分 者	所属部局	総務課（令和 6 年 10 月当時：もっと元気に戦略室）
	職位	課長
	年齢	50 代
処分年月日		令和 7 年 3 月 19 日
処分内容		戒告
処分理由		町が発注した建設工事 3 件について、県から営業停止処分を受けている事業者を入札参加指名事業者に選定し、内 1 件で当該事業者が落札、契約、工事着手に至るという事案に関し、工事担当課長、入札契約事務担当課長及び入札参加資格審査委員会を所管する課長として、管理・監督を怠ったこと。

被処分者	所属部局	産業観光課
	職位	課長
	年齢	50 代
処分年月日		令和 7 年 3 月 19 日
処分内容		戒告
処分理由		町が発注した建設工事 3 件について、県から営業停止処分を受けている事業者を入札参加指名事業者を選定し、内 1 件で当該事業者が落札、契約、工事着手に至るという事案に関し、入札参加資格審査委員会の委員として入札参加資格の確認事務を怠ったこと。また、落札、契約、工事着手に至った工事の担当課長として、管理・監督を怠ったこと。

○管理、指導上の処分

被処分者	所属部局	もっと元気に戦略室（令和 6 年 10 月当時：住民課）
	職位	課長
	年齢	50 代
処分年月日		令和 7 年 3 月 19 日
処分内容		訓告
処分理由		町が発注した建設工事 3 件について、県から営業停止処分を受けている事業者を入札参加指名事業者を選定し、内 1 件で当該事業者が落札、契約、工事着手に至るという事案に関し、入札参加資格審査委員会の委員として入札参加資格の確認事務を怠ったこと。

被処分者	所属部局	建設環境課
	職位	課長
	年齢	50 代
処分年月日		令和 7 年 3 月 19 日
処分内容		訓告
処分理由		町が発注した建設工事 3 件について、県から営業停止処分を受けている事業者を入札参加指名事業者を選定し、内 1 件で当該事業者が落札、契約、工事着手に至るという事案に関し、入札参加資格審査委員会の委員として入札参加資格の確認事務を怠ったこと。

被処分者	所属部局	教育委員会
	職位	課長
	年齢	50 代
処分年月日		令和 7 年 3 月 19 日
処分内容		訓告
処分理由		町が発注した建設工事 3 件について、県から営業停止処分を受けている事業者を入札参加指名事業者を選定し、内 1 件で当該事業者が落札、契約、工事着手に至るという事案に関し、入札参加資格審査委員会の委員として入札参加資格の確認事務を怠ったこと。

○その他の処分

被処分者	所属部局	産業観光課
	職位	係長
	年齢	40 代
処分年月日		令和 7 年 3 月 19 日
処分内容		文書による嚴重注意
処分理由		町が発注した建設工事 1 件について、県から営業停止処分を受けている事業者を入札参加指名事業者を選定し、当該事業者が落札、契約、工事着手に至るという事案に関し、工事担当係長として確認事務を怠ったこと。